

室ト協事務連絡  
令和6年 4月

事業報告書提出事業者 様

(一社) 室蘭地区トラック協会

## 貨物運送事業報告書等の提出について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、例年のとおり貨物自動車運送事業報告規則第2条、第3条に定められている事業報告書等の提出期日は、下記のとおりとなっておりますので遅延又は報告もれのないよう提出をお願い申し上げます。

事業報告書等の諸用紙については、北海道トラック協会ホームページから、室蘭地区トラック協会→お知らせ一覧「**貨物自動車運送事業報告書等について**」からダウンロード出来ます。

**北ト協ホームページアドレス <https://www.hta.or.jp>**

記

- ① 事業報告書（特定貨物自動車運送事業者は不要）  
提出期日 決算後 100日以内迄 2部提出内 1部自社控
- ② 貨物自動車運送事業実績報告書（全事業者）  
提出期日 令和6年7月10日迄 2部提出内 1部自社控

※ 特定事業者は②のみ2部提出内 1部控

※ 自社控え分はコピーにて提出可

以 上